

御所市人権問題に関する市民意識調査から 見えてきた特徴と今後の課題

御所市人権問題に関する市民意識調査から見えてきた特徴と今後の課題

「御所市人権問題に関する市民意識調査」の実施にあたっては、多くのみなさまのご協力をいただき、ここに完了することができました。

本報告書は、1. 日常生活の感じ方、今の社会や自分自身に対する考え方について、2. 人権問題に関する学習会等への参加状況、ボランティア経験の有無について、3. 同和問題や人権問題に関する学校での授業経験、人権問題に関する学習媒体について、4. 人権や差別についての考え方、さまざまな人権に関する考え方について、5. 人権侵害について、6. L G B T Qに関する言葉の認知について、7. 同和地区に対する差別意識にかかわって、8. インターネット上の差別的な書き込みについて、9. 子どもの結婚相手に関して、10. 人権が尊重される社会の実現のために必要な取組みについて、11. 人権に関する法律や条例等の認知状況について、12. 自由回答・「その他」の主な内容についての12章構成になっています。

それぞれの中から見えてきた特徴から、今後の指針を作成するにあたって参考となる主な点について、とりまとめました。

1. 日常生活の感じ方、今の社会や自分自身に対する考え方について

(1) 日常生活の感じ方について

「暮らしにくさ」を考えるという観点から設問を作成しました。具体的な内容として多くの回答を寄せたのは、「結婚や葬式などに関して古いしきたりや考えがある」、「家計にまったく余裕がない」です。「家計にまったく余裕がない」は、「前回調査」にはなかった質問ですが、4～5人に1人の割合で回答が寄せられました。格差が進行する社会の様相が御所市においても見えてきました。また、「結婚や葬式などに関して古いしきたりや考えがある」については、「前回調査」では他の質問との優位性は見られませんでしたが、今回は23%を占め、「特にない」を除き最多でした。社会情勢が変化し、多様なライフスタイルが拡大する一方で、慣習やしきたりに直面し、「暮らしにくい」と感じる要因になっていることが明らかになりました。こうした問題を受けて、科学的で人間的に豊かなものの見方、考え方を育てていく人権教育・啓発の重要性を再認識しなければなりません。そして、すべての人を包摂する地域社会づくりに向けた課題として捉えたいと考えています。

「いろんな楽しみや趣味を生かせる機会がない」「絵や音楽などの文化（活動）やスポーツなどにふれあう機会が少ない」にも多くの回答がありましたが、同じ調査を実施した他市との比較から、御所市の特徴と考えられます。多くの人と趣味などを通じた交流や自己実現を図る上での課題となります。

さらに、「その他」では「交通の便の悪さ」を指摘する意見が目立ちました。日常生活を営む上で大きな障壁をきたす問題です。

属性別集計から特筆すべき点は、60～70歳以上に回答が多かった「いざというときに助け合える人間関係がない」という問題です。「その他」に記されていた「交通の便の悪さ」や「近くに店がない」等とも関連して、高齢者層の孤立化現象を視野に入れた施策が求められます。

(2) 今の社会に対する考え方について

Bの「努力しない人を社会が面倒を見るのはおかしい」という意見に対して、7割近くの人が肯定する意見を示しました。私たちが目指す社会は、誰もが将来に希望を持って豊かに生きようと日々励むことができる社会です。それ故に、努力することや励むことが、当たり前に保障される社会づくりが求められています。

すべての人が安心して、希望を抱きながら日々努力を重ねていける社会であるか否かを考えていくことが重要であり、「自立支援」につないでいけるよう取組みを推進します。

Cの「貧困はその人の責任だから救う必要はない」について、8割に近い人が否定していることが分かりました。今日の社会問題となっている「子どもの貧困」、とりわけ「ひとり親家庭」の深刻さに関心が寄せられていることも回答に大きな影響を与えていると推測できます。関心が寄せられていることを裏付ける結果として、問19の人権に関する法律や条例等の認知状況において、「子ども貧困対策法」については、「内容も知っている」と「内容は知らないが名称は知っている」を合わせた「知っている」は、「知らない」を上回った一つとなっています。今後は、貧困問題をさらに検証しつつ、必要な措置について検討していきます。

Fの「個人が多少の犠牲をはらっても、みんなが支え合う社会を作ることが大切だ」については、62.5%の肯定意見がありました。反対に、否定意見については肯定意見よりも30%下回りました。「みんなが支え合う社会づくり」は喫緊の課題ですが、「個人の犠牲」があるとするならば、それは持続不可能といわなければなりません。これから「まちづくり」において留意すべき重要な課題です。

(3) 自分自身に対する考え方について

A～Eの質問によって、「自尊感情」について調査しました。「自分はかけがえのない大事な存在だ」と思える気持ちのことを「自尊感情」（セルフエスティーム）といいます。欠点や短所もまるごと受けとめ、自分らしさを好きになり、身近な人間関係のなかで自分を価値ある存在として思えるようになります。だから「自分はここにいるべきであり、周りの人たちも自分の存在を喜んでいる。そんな自分であることがうれしい」という感覚がもてるわけです。存在することへの大きな自信といえます。それは他者の存在をも認めることにつながり、人権尊重の精神を培う上で基礎となる感情です。

結果についてはP11の「自尊感情スコア」のように、本調査では、まず、自尊感情に年齢ごとにばらつきがあることが分かりました。年齢の平均スコアは14.0887で、10歳代は11.4444、20歳代では12.6047となり、他の年代に比べて低くなっています。また、自尊感情と問7「人権や差別についての考え方」や問9「子どもの結婚相手による態度について」をそれぞれクロス集計しました。しかし、調査結果では、「自尊感情」との関連性は確認できませんでした。今後も引き続き分析・検証に取り組みます。

2. 人権問題に関する学習会等への参加状況、ボランティア経験の有無について

(1) 人権問題に関する学習会等への参加状況について

「差別をなくす市民集会」では71.9%の人が、「校区・地区別学習会（人権問題講演会等）」は72.1%の人がそれぞれ「まったく参加したことがない」「開かれていることを知らない」といった「まったく参加したことがない」人でした。一方で、3年間に1回以上参加した人は「差別をなくす市民集会」では26.5%、「校区・地区別学習会（人権問題講演会等）」では26.7%でした。「差別をなくす市民集会」「校区・地区別学習会（人権問題講演会等）」は、ともに類似した参加状況であり、「開かれていることを知らない」についてもほぼ同じ数値になっています。この結果を受けて、多くの市民の参加を促すため、周知方法や趣旨の啓発等について見直し、改善に努めます。改善が求められる背景には、学習会等への参加が人権問題に関する認識度を高めるという、重要な役割を担っていることが推測できる調査結果があります。P14「差別をなくす市民集会への参加状況」×「インターネット上の差別的な書き込みについて」（クロス集計）によれば、市民集会に「毎回参加している」「1～2回ぐらいは参加している」人は、「書いてある内容が事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」の数値は7割以上で他よりも多く、「わからない」とする回答は他よりも少なくなっていることから、参加状況と認識度には関連性があることが分かります。P15の「校区・地区別学習会（人権問題講演会等）」についても同様の結果となっています。こうした関連性に着目して、学習会の内容づくりや参加への周知方法等を検討することが必要です。

（2）ボランティア経験の有無について

この1年間での障がい者や高齢者の自立支援、子どもの見守り、防災活動や救援活動などのボランティア経験は、「ある」は20.6%、「ない」は78.0%でした。「ある」人と「ない」人が今の社会に対してどのような意見や考え方を持っているのかを見るために、P17のように「ボランティア経験の有無」×今の社会に対する考え方（クロス集計）を行った結果、「職場の仲間どうし助け合うことは大切だ」では、経験のある人は8割が「助け合うことは大切だ」と断定し、「ない」という人を上回っています。「みんなで協力すれば、今の世の中の仕組みを変えることができる」についても同様の結果となりました。ボランティア経験のある人は、「協力すること」や「助け合うこと」が実感として重要であると認識しているものと推察できます。こうした観点から、ボランティア活動の広がりや充実等に取り組むとともに、「人権尊重」の精神と行動力を培うことが大切です。

3. 同和問題や人権問題に関する学校での授業経験、人権問題に関する学習媒体について

（1）同和問題や人権問題に関する学校での授業経験について

「中学校で学んだ」が47.6%で最も多く、「小学校で学んだ」についても45.8%でした。高校や高等専修学校では小・中学校の半数以下に落ち込みますが、「奈良県調査」においてもほぼ同様の結果となりました。この結果から、小学校、中学校、高校等における人権学習が重要な役割を担っていると考えられます。それぞれの学校で「差別の現実に学ぶ」ことを基本的な姿勢として、発達段階に応じた学習が各校の「人権教育推進計画」にそって充実して行われるよう取り組むことが大切です。2016年成立の「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」等の具体化を図っていく上でも、人権学習の進展は大きな課題であることから、人権学習の手法や今日の人権に関わる資料収集、調査研究、教材開発等について充実するよう取り組みます。

（2）人権問題に関する学習媒体について

「県や市町村が発行する広報誌等」が最多で、「テレビ・ラジオ」「新聞」が他よりも多く、「奈良県調査」においても、この3つが多くを占めていました。「県や市町村が発行する広報誌等」が多くなったことは、行政としての取組みの成果といえます。また、その半数程度の回答状況でしたが、「地域や職場等の学習会、講演会、イベント」の利用もありました。年齢別では60歳以上が他よりも多く、小学校区別では問4の「差別をなくす市民集会」や「校区・地区別学習会（人権問題講演会等）」への参加率が高かった名柄小学校区と葛小学校区では、「地域や職場等の学習会、講演会、イベント」の利用率が35%以上となりました。本調査では学習会等への参加状況の低さが課題となりましたが、人権問題の学習媒体として「差別をなくす市民集会」や「校区・地区別学習会（人権問題講演会等）」が機能していることは、その開催意義を確認できるものです。こうした点からも参加促進が可能であると考え、取り組んでいきます。

4. 人権や差別についての考え方、さまざまな人権に関する考え方について

（1）人権や差別についての考え方について

まず、Cの「差別されている人の声をきちんと聞く必要がある」とLの「人権問題は差別を受けている人の問題であり、自分とは関係がない」については、差別や人権問題に関する捉え方や取り組む際の基本原則を多くの人たちが認識しているなど、これまでの取組みの成果が確認できる回答結果でした。

Eの「個人の権利よりみんなの利益が優先される必要がある」について、4割弱の肯定意見と約5割の否定意見にわかれましたが、個人の権利が全体のために脅かされるあるいは否定されることがあつてはなりません。それと関連してFの「子どもには権利よりさきに義務を果たすことを教える必要がある」について、

7割弱の肯定意見が寄せられました。この質問に関連して社会には「権利について学習すると、わがままな人が増えるのでほどほどにすべきだ」といった考え方がありますが、「権利」と「わがまま」を判断できる力を養うことが権利学習の主要な柱でもあり、私たち大人も権利に関する学習を深めていくことが肝要です。

Hの「人権問題を解決する責任は、まず行政にある」については、肯定意見 45.9%、否定意見は 45.6%となり両者は拮抗していますが、人権問題の解決は国民的課題であることを踏まえる必要があります。それぞれの立場や活動などによって責任の果たし方があり、今後の啓発の大きな課題となります。

Kの「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」については、54.8%の人が肯定意見を示しました。本来、人間の心は「他人を差別する心と、他人のために役立ちたい」という、矛盾する二つの面を合わせ持っています。差別は何らかの理由で生じた自分の劣等感を癒やすために、相手を低く見ることによって自分の「優位性」を回復しようとして行われることが多いと言われています。だからこそ厄介なものであり、ある差別においては「差別をされる側」であっても、異なる人権問題では「差別をする側」に転化することがあります。つまり、差別は「差別をする側」に問題があることを認識しておかなければなりません。

Mの「部落出身者に対する差別は、もはや大した問題ではない」については、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人は6割弱になっていますが、回答者の意識についてさらに追究するためにP29・30にあるように「気に入った物件の近くに同和地区があると聞いたときの態度」と「友人の同和地区に対する差別的発言に対する行動について」の2つのクロス集計を行いました。その結果、気に入った物件とのクロスでは、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人よりも同和地区との接触に抵抗感をもっていないことが分かりました。また、後者に関しては、友人の差別的な発言に対して指摘し問題点を伝える意思が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人よりも強く表れていることが見て取れます。

(2) さまざまな人権に関する考え方について

Aの「結婚すれば妻は夫の姓を名乗るのが自然だ」とBの「男性は外で働き、女性は家事・育児をしたほうがよい」については、固定的な観念であり、それぞれのカップルによって考え方やライフスタイルには違いがあり、それを尊重する社会を目指すことが重要課題です。また、Bの結果に対しては「女性活躍推進法」の理念や「ワークライフバランス」の趣旨などについて学習していくことが肝要です。関連する考え方としてNの「女性専用車両は女性を保護しすぎている」について、6割弱が否定しているものの、35.0%が肯定意見となっています。「女性専用車両」が存在する背景には女性に対する性的暴力などがあり、現在も後を絶っていません。性別集計では女性の方が男性よりも否定意見が14ポイント多く、この問題に敏感に反応していることが分かります。今後も性暴力の現状や「女性専用車両」設置の趣旨等に関する認識を高めていけるよう啓発します。

Cの「子どものしつけのためなら、親が体罰を加えることはやむを得ない」に4割弱の肯定意見がありました、「児童憲章」や「子どもの権利条約」等の趣旨を踏まえて、子どもが一人の権利の主体者であるということ、また保護されるべき存在であることを認識する必要があります。2019（平成31）年3月、「児童虐待防止法」や「児童福祉法」の改正案が閣議決定され、親権者に対してしつけ名目の子どもへの体罰を禁止することが明記されました。一方、Dの「家庭のルールを決める時、必ず子どもの意見を聞くべきだ」に7割弱の人が回答を寄せたことを評価できると考えます。

Eの「認知症の高齢者は、行動を制限されても仕方がない」について、肯定意見が47.1%を占めました。認知症の人にとっては、人との関わりや交流が自分らしく生きるための大きな支えであることを理解しなければなりません。そのため、認知症に関する具体的な学習が必要であると考えます。

Fの「障がいを理由に、乗車や入店を断るのは問題だ」については、「障害者差別解消法」に明記された「障害を理由とする差別の禁止」にあたり、8割弱が肯定意見を示したことはこれまでの取組みの成果と考えます。しかし、Gの「精神に障がいがある人に対して、不安を感じる」については73.9%の人が肯定意見を示

しました。報道等による偏見が見られ、厳しい回答となっています。精神障がいのある人にとって、人との交流を豊かにし、地域社会で生きていくことが何よりも大きな回復措置です。ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の理念の具体化を図ることが重要です。

Hの「外国籍でも参政権を認め、投票できるようにする必要がある」については、6割弱の人が肯定意見を示しました。過去、最高裁判所でも「外国籍市民の基本的人権を日本国憲法の趣旨に則って尊重しなければならない」という判例があります。また、Iの「国や自治体はヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとる必要がある」について、肯定意見が72.9%となりましたが、「ヘイトスピーチ解消法」成立の背景等から考えてまだまだ消極的と言わざるを得ません。さらなる啓発と学習が必要です。

J・K・Oの同性愛に関する質問では、すべてが比較的の理解が進んでいる回答状況でした。啓発活動や報道等による理解の促進が図られたものと推測できますが、問17の「子どもの結婚相手」として、「同性愛者であった場合の態度」では、4割以上の人人が「考え直すように言う」と回答し、「問題にしない」は13.9%と厳しい結果となりました。この結果との関連性について今後検証する必要があります。いわゆる性的マイノリティは、県内はもとより御所市でも暮らしています。決して遠い存在ではなく、共に生きる人々として存在しています。その理解のもと、偏見や差別をなくす取組みを具体的に推進することが肝要です。

Lの犯罪被害者のプライバシーに関する質問、Mの刑を終えて出所した人に対する支援に関する質問についても、理解の促進が図られていますが、同性婚同様、「子どもの結婚相手」に関して、「その親が刑を終えて出所した人であった場合」には、43.8%の人が「考え直すように言う」、「問題にしない」は11.8%で「同性婚」より厳しい結果でした。

5. 人権侵害について

（1）人権侵害の有無について

「ある」は10.3%、「ない」は86.5%となりました。侵害を受けた中で、それぞれの属性別に最多となったのは、性別は「選択しない」、年齢別「50歳代」、小学校区別「掖上小」、職業「自営業」でした。また、男女の比較では、侵害の有無に関しては女性の方が男性よりも「ある」という人が多く、「前回調査」と類似しています。

（2）人権侵害の程度について

人権侵害を受けた人の中で、その侵害の程度について尋ねた結果、最も重度な侵害を「10」、最も軽度な侵害を「1」として、本調査では「1」～「3」の合計が36.5%、「8」～「10」が20.3%で比較的軽度に偏りが見られます。平均値は4.82で男性は5.05、女性4.47となり、男女の比較を見ると、侵害の有無については女性の方が男性よりも多く、侵害の程度は女性の方が女性より重度な侵害を受けたと考えていることが分かりました。

（3）人権侵害の理由について

「理由は分からない」が最多の回答でした。「宗教」「逮捕・犯罪歴」を除くすべての理由に回答があり、多岐にわたっていることが分かりました。他の調査との比較から、御所市では、「同和地区出身」と「学歴・出身校」が多いことが特徴として確認できました。特に男性では「同和地区出身」が最多の回答となりました。

（4）人権侵害への対応について

「黙って我慢した」33.8%、「相手に直接抗議した」「無視した」という順位でしたが、「相手に直接抗議した」「相手に対抗措置をした」「訴えた」を合わせた対抗行動は18.9%で、反対に「黙って我慢した」「無視

した」「逃げた」を合わせた行動は 50.1%となり、相手に対して抗議したり、対抗措置を講じることの困難性が浮き彫りとなりました。男性では3割以上が対抗行動をとっており、被った人権侵害を女性よりも重大に受けとめていることとの関連性が推測できます。

また、自分に対する人権侵害への対応と、問13の「友人の同和地区に対する差別的な発言への対応」をP46のようにクロス集計した結果、自分の人権侵害に対して「相手に直接抗議した」という人は、友人の差別的な発言に対しても「差別的な発言であることを指摘して話しあう」といった積極的な対応を行っていることが分かりました。自分の人権に真摯に向き合い、大切にしようとする姿勢は、他者の人権に対しても積極的に擁護しようとするものであると考えられます。

(5) 人権侵害の相談相手について

「家族」が圧倒的に多く、「友人や身近な人」、「職場の窓口」など、自分の周辺において、気心の知れた関係において相談が行われていることが分かりました。身近な関係が充実していると思われます。

一方で、公的な人権相談事業をより発展させるためには、市民に「相談事業を利用することが人権尊重の社会を実現させる重要な要素である」という認識を培うことが必要であり、今後さらなる啓発を進めなければなりません。

また、個々の相談者の悩み事にきめ細かに対応し、それを積み上げていくことによって、人権擁護のために必要な施策の整理、人権の動向をめぐる最新のデータ集約を行うことが大切です。そして、相談内容に対する解決策を蓄積することによって、人権相談・支援の活動が相談者にとって有意義に機能するよう取り組むことが求められます。

(6) 無視した、黙って我慢した、逃げたという理由について

「我慢できる程度のことだったので」や「今までの人間関係をこわしたくなかった」などが多く、また僅かながらも「過去に相談したり、訴えたりしたことがあるが、あまり役に立たなかったので」や「相談したかったが、誰に（どこに）相談してよいか分からなかったので」という回答もありました。

過去の相談が役に立たなかった、誰に（どこに）相談すればいいのか分からなかったといった課題については、早急に克服しなければなりません。

ここであらためて人権相談の機能について下記のように整理しておきます。

■気づきと癒し

相談者の「生活上の困難」は、多様な問題が複雑に絡み合い、問題の所在や原因を見にくくし、相談者自身が混迷状態に陥っていることがあります。相談することによって、その絡み合った糸を解きほぐし、相談者自身が問題の原因や解決の目標に気づくことを支援します。

■自立への支援

これまで排除や抑圧、差別を受けてきた人々が、相談を通じて自らの「能力・強さ・可能性・権利」に気づき、自信やパワーを回復して問題解決に立ち向かえるよう支援します。

■権利擁護

相談者が生活者として地域で暮らしていくために必要な当然の権利を擁護するため、本人や家族の代弁をしたり、必要な制度や施策を利用できるように橋渡ししたりします。

6. L G B T Qに関する言葉の認知について

聞いたことが「ある」は75.9%、「ない」は18.8%で多くの市民が言葉を認知していることが分かりました。報道等の影響も大きいと思われますが、「御所市人権施策に関する基本計画」に基づいて、今後さらな

る教育・啓発等の取組みの推進を図っていきます。ところで、2017（平成29）年、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定にあたり、性的マイノリティの児童・生徒への配慮を初めて盛り込みました。

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」というものです。また、厚生労働省は「男女雇用機会均等法」に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関する問題について雇用管理上講ずべき措置についての指針」（セクハラ指針）に、職場での性的少数者（L G B Tなど）への差別的な言動がセクシュアルハラスメントに当たることを明記し、2017（平成29）年1月に施行されました。御所市においてもこうした国の動きに連動し、取組みを推進していきます。

7. 同和地区に対する差別意識にかかわって

（1）気に入った物件の近くに同和地区があつたときの態度について

「同和地区と隣接していてもかまわない」35.9%、「同和地区の中であつてもかまわない」25.3%で、6割の人は接触には抵抗がないという結果でした。反対に接触に難色を示す回答は3割でした。今後はこの3割の回答に含まれると推測される忌避意識に対する取組みが重要になります。

また、この結果をさらに追究するために、問13の「友人の同和地区に対する差別的な発言への対応」をP53のようにクロス集計した結果、接触に抵抗がないと思われる人は、友人の差別的な発言に対して、「差別的な発言であることを指摘して話しあう」と「表向きは話をあわせるが、何とか差別はいけないことを伝える」に多くの回答がありました。反対に接触に抵抗があると思われる人は、「表向きは話をあわせ、自分も差別的な言葉を口に出してしまう」「ほかの話題に変えるように努力する」「なにもせずに黙っている」の回答が多いという傾向が見られます。

忌避意識を克服するためには、人権教育・啓発の取組みが効果的に実施されなければなりません。とりわけ、学校教育（保育）で積み上げられてきた成果を社会が損なうことなく、さらに発展・深化させることが重要です。そのためには、あらゆる生活の場面で人権を大切にする意識や態度、スキル等を具体的に学ぶことが必要です。また、小学校区を範囲とする「まちづくり」活動に同和地区内外が共に取り組むことを通じて、お互いの交流を深めていくことが大切です。

（2）友人の同和地区に対する差別的な発言への対応について

「差別的な発言であることを指摘して、話しあう」「表向きは話をあわせるが、なんとかして差別はいけないことを伝える」を合わせた「相手の差別発言に対して何らかの形で間違いを伝える」という意思是44.3%、反対に「表向きは話をあわせ、自分も差別的な言葉を口に出してしまう」「ほかの話題に変えるように努力する」「なにもせずにだまっている」を合わせた「何ら行動しない」方は33.2%でした。発言に対する積極的な姿勢は消極的な姿勢を上回り、これまでの取組みの成果と考えられます。しかし、問10の人権侵害への対応と同じように、相手の差別的な発言に対して指摘するなどの行動の困難性が見え、今後の課題としなければなりません。

8. インターネット上の差別的な書き込みについて

（1）インターネット上の差別的な書き込みに対する考え方について

「書いてある内容が事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」が最多の65.5%となり、インターネット上の差別的な書き込みに対して、一定の認識があるものと思われます。今後も引き続き取組みを推進していきます。

(2) インターネット上の差別的な書き込みへの改善策について

「インターネット利用の際のルール、マナーの啓発・教育を行う」が 47.6%、「差別を扇動したり、助長・誘発するような『有害な書き込み』を特定し、処罰する法整備が必要である」35.7%、「行政機関がモニタリングを行い、プロバイダーへ情報停止、削除を求める」32.8%という結果でした。利用のルール、マナーを定着させることは重要ですが、インターネットの特性を踏まえた取組みを構築することが肝要です。

インターネットには、発信者の特定において一定の困難性を伴うことなどを悪用して、他人への誹謗・中傷や、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、いじめなど、人権侵害につながる情報が拡散されています。また、特定の民族や国籍の人々を的にしたヘイトスピーチや、『部落地名総鑑』等の地名リストの存在など、部落に対する差別を助長・拡散するような内容の書き込みもあります。近年、問題となっているリベンジポルノは、インターネット上に流出された画像のコピーが回収困難となり、重大な人権侵害となっています。さらに、犯罪やトラブルに巻き込まれ被害に遭うなどの事案も発生しています。

厚生労働省は 2018（平成 30）年に「ネット依存の中高生が全国で 93 万人に上る」という結果を公表しました。情報ネットワークを適正に利用することができる能力を育てるための「ネットリテラシー教育」の充実と、「ネット依存」が「きずな依存」といわれる観点から、「インターネット利用の際のルール、マナーの啓発・教育を行う」のみならず、集団づくりの実践や自尊感情の醸成を教育の課題として取り組んでいきます。

9. 子どもの結婚相手に関して

(1) 子どもの結婚相手として望ましいと思われる点について

相手が女性の場合と男性の場合の両方について尋ねた結果、両者に共通する点は「性格」が最多で、次いで「健康状況」が多くなっていることです。また、特徴となった点は、相手が女性の場合には「家庭環境」や「家事能力」、男性の場合には「職業」「収入・財産」などの経済的な側面や、「行動力や実行力」がそれぞれ重んじられたことです。今後の改善点として提起しておきたいことは、相手が女性の場合、「家事能力」がかなり重んじられたのに対して、男性の場合には最少だったことです。男女共同参画社会の実現に向けた課題として捉える必要があります。

(2) 子どもの結婚相手による態度について

ここで上げられた A～H の相手について、「問題にしない」が多かったのは、A の同和地区出身者、次いで C の日本で働き永住を希望している日系ブラジル人、B の日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人という結果でした。B と C は 0.1% の差で同率と見ても差し障りありません。反対に少なかったのは、E の精神障がいで通院している人、次いで G のその親が刑を終えて出所した人、H の子どもと同性の人、F のその親が破産宣告を受けた人、D の車椅子が必要な人（F と D は 16.0% の同率）でした。

また、「考え直すように言う」が多かったのは、E の精神障がいで通院している人で半数を超え、次いで G のその親が刑を終えて出所した人、H の子どもと同性の人、F のその親が破産宣告を受けた人となりました。反対に少なかったのは、A、C、B の順となっています。F と D は「問題にしない」では同率でしたが、「考え直すように言う」では、F の方が D よりも 10 ポイント多く、「親としては反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方がない」については、D が 10 ポイント上回っています。

A の同和地区出身者については、「奈良県調査」では、「親としては反対だが、子どもの意思が堅ければ仕方がない」が最多となり、「問題にしない」は 33.4% で御所市より 8 ポイント少なく、「考え直すように言う」では逆に 3 ポイント多くなっています。県全体の傾向より、同和地区出身者を避ける傾向は弱く表れています。

Eの精神障がいで通院している人については、今回の調査結果では、子どもの結婚相手として避けられる状況が最も強く表れました。関連する調査結果として問8のG「精神に障がいのある人に対して、不安を感じる」について、7割以上の人人が肯定意見を示しています。

10. 人権が尊重される社会の実現のために必要な取組みについて

「幼児期から人を大切にする心を育てるなど、家庭教育を充実させる」が68.0%の回答を寄せ、「行政がさまざまな施策を積極的に推進する」「保育所、幼稚園、学校での人権教育を充実させる」にも4割以上の回答がありました。家庭教育や学校の人権教育を重視する傾向です。しかし、特に家庭教育への手立てについては家庭との連携の課題など、困難性を伴うこともあります。可能な取組みとしては、学校や保育所、幼稚園での人権教育で学んだこと、他者と育んだ良好な関係性などを地域や家庭が損なうことなく、さらに発展させていく状況をつくることです。

また、「人を大切にする心を育てる」取組みが、具体的な課題に対して差別意識を解きほぐしていく取組みとなるよう、充実した学びを創造していきます。

11. 人権に関する法律や条例等の認知状況について

「内容も知っている」が「知らない」を上回っているのは、Cの「児童虐待防止法」、Dの「DV防止法」の2つだけでした。

また、「内容も知っている」と「内容は知らないが名称だけ知っている」を合わせた「知っている」とする回答が「知らない」を上回ったのは、15の法律や条例等のうち、「DV防止法」「児童虐待防止法」「子どもの貧困対策法」「いじめ防止対策推進法」「部落差別解消推進法」の5つで、6つの法律や条例等については、過半数が「知らない」という、大変厳しい結果となりました。

認知度の高かった法律や条例等の背景には、それらに関わる人権課題が現在社会で、焦点化され認識されやすい状況があるものと思われます。また、関心の的になっているともいえます。

「内容も知っている」と「内容は知らないが名称だけ知っている」を合わせた「知っている」については、今の社会に人権の課題が明らかに存在することを認識する重要な要素であり、「知らない」との差は想像以上に大きいと考えられます。こうした観点から、今後の啓発活動における課題として具体的に取り組んでいきます。